令和3年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

緊急事態宣言延長に伴う共同利用来所者の入構制限について

標記のことにつきまして、大阪府を含む4都府県に発令されている緊急事態宣言について、5月31日までの延長が決定したことから、4月24日に通知しております以下の来所制限につきましても、継続することといたします。

利用者の皆様には、ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## (制限事項)

4月26日から緊急事態宣言の発令が解除されるまで共同利用者の入構を 原則禁止する。

なお、やむを得えない理由で来所を希望する場合は、事前にメールで所内連絡 者にご相談のうで、不要不急でない理由を説明下さい。

## 【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所 事務部共同利用掛

TEL: 072-451-2312

Mail: kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp